あきる野市地域公共交通協議会運賃協議分科会の設置について

道路運送法の改正に伴い、令和5年10月1日以降、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の協議を 行う際は、地域公共交通会議ではなく、同法第9条第4項で規定する協議会において協議を行う必要が あることから、「あきる野市地域公共交通協議会」に「運賃協議分科会」を設置し、協議を行う。

般乗合旅客自動車運送事業の(運賃)協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法 上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協 議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出



旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について 関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調つたときとは、地域公共交通会議又は(活性化)協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等ではり、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアン ケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 など を想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公 聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映 させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

並 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会にお いて、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土 交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長(又は知事)が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃)協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会(以下、「運賃協議会」とす る。)において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

- ① 「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」 旨の規定の追加
- ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加
- その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
 - ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が 必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
- ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意 見聴取も可能です。

- ※() 内は想定する対象者 (例)
- ①パブコメ (住民、利用者、利害関係者)
- ②市政広報誌(住民、利用者、利害関係者)
- ③自治会への説明会(住民、利用者)
- ④業界団体を通じた事業者説明(利害関係者)
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査等